

幹事ハ隊長ノ命ニ依リ各分擔ノ事務ヲ分掌ス 顧問ハ本隊ヲ監督シ重要ヲノ協議ニ參與ス

第五條 役員ノ任期ヲ一ヶ年トシ改選期ヲ普通春季トス

第六條 本隊ハ毎年春季出初式ヲ舉行シ、春秋二季ノ檢閱ヲ受クルモノトス

第七條 本隊員ノ賞罰ハ役員會ニ於テ決スルモノトス

附記 本規約ノ外ニ細則ヲ設クルコトヲ得

消 防 部

部名 區域	設置區域	定員			告示年月日
		小頭	小頭	消防手	
第一部	大口村大字豐田	一	一	一	大正十一年五月、昭和三年十一月少年消防隊
第二部	同 小口字下小口	一	一	一	大正十二月四月
第三部	同 大字余野	一	一	一	六九 大正十四年八月
第四部	同 小口字中小口	一	一	一	四五 昭和二年一月
第五部	同 字上小口	一	一	一	昭和二年二月
第六部	同 大字河北二ツ屋萩島	一	一	四〇	昭和六年十月

第七部	同 大字河北	一	一	四四	昭和三年三月
第八部	同 小口竹田	一	一	四二	昭和四年四月
第九部	同 大字大屋敷	一	一	五四	昭和七年十一月少年消防隊
第十部	同 秋田傳石	一	一	四一	昭和八年十一月少年消防隊
第十一部	同 外坪	一	一	四〇	昭和八年八月

備考 右表中ノ消防手ノ數ハ決定的ノモノニアラズ、年ニヨリ多少ノ増減ヲ見ルエリアリ。

第十一章 衛 生

昔は民間に於ける衛生思想が發達してゐなかつた。爲に病に罹されても敢て手當を施すこともなく唯自然に任すか、神佛の加持祈禱によつて之を癒すのみで醫師の診療を乞ふ者は極めて小數であつた。然るに文化の發達に伴ひ諸種の疾病に對する豫防、手當の方法が考究せられ、衛生方面に於ける諸種の組織が成立するに至つた。本村に於ても大口村衛

生組合を設置し、各大字毎に衛生組合長を置き組合總長には村長之に當り、役場内衛生係と相携へて村内又は大字内の衛生思想普及に關する事項、清潔に關する事項、傳染病發生及び流行時に於ける豫防、消毒に關する事項、傳染病及び其の疑ある場合の手續、隔離施行に關すること、患者救護に關する事項、種痘に關する事項、結核、トラホーム豫防に關する事項、其の他必要な事項について意を注ぎ其の實績を擧げつゝある。

第二節 隔離病舍

本村が犬山町外六ヶ村の傳染病院組合に加入する以前に於ては、傳染病患者は醫院に入院するか、さもなくば自宅で醫療につとめたのみであつた。而して之が蔓延して姑息な手段を許さない時は、臨時バラツク式の假避病舍を建設して此の中に患者を收容し手當を施した。若し患者が死亡した時は小口、余野、河北、外坪は扶桑村地内にある火葬場に、他は村内豊田區内小山の火葬場に於て火葬に附した。しかし斯様な方法は何れの方面から眺めても不利、不衛生である事は云ふまでもない。既に犬山町には犬山町外五ヶ村即ち犬山町、羽黒村、樂田村、池野村、城東村、扶桑村（犬山町外四ヶ村の組合に明治四十四年加入）の組合より成る完備した傳染病院が設置せられてゐたのである。そこで永久的に隔離病舍の必要を感じてゐた本村に於ては大正九年之に加入するに至つた。爾來傳染病發生の場合、主治醫より届出たるものについては直ちに吏員が患者に臨み、患者を犬山町外六ヶ村傳染病院に入院せしめ、重體なものは自宅に隔離せし

め、死亡すれば火葬に附し患者の消毒によつて傳染を防ぐ事にしてゐる。この傳染病院組合は四ヶ年を以て一期とする二十三名の議員を選出して、大抵毎月一回議員會合し、總ての事務を協議しつゝあり、現在本村選出の議員は古池鑑三郎、桝田吉太郎、伊藤金之右工門、松山濱吉の四氏である。尙當病院は犬山町の東部丸山地内に設置せられ、土地は高燥四圍よく開け四時の眺望頗るよく、空氣は清新にして傳染病院としては最適の地である。建物敷地共に廣大にして設備は完備し傳染病院としては縣下に於ても稀に見る優秀なるものであると云ふ。左に最近本村より發生せる傳染病患者數、並に犬山町外六ヶ村傳染病院組合費に當てつゝある豫算、決算費の一覽を表示す。

年次	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
	病員數	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡	患者死亡
腸チフス	三	二	五	二	一〇	〇	〇	五	三	二
赤痢	五	三	五	四	二	二	〇	一	一	一
疑似赤痢	五	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
疫痢	一	一	三	〇	〇	二	二	三	二	一
颶風病	〇	〇	二	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	一四	七	一一	三	二	二	二	六	四	五
					六	六	五	四	三	二
					一	一	一	一	一	一
					〇	〇	〇	〇	〇	〇
					五	五	四	三	二	一
					四	四	三	二	一	一
					九	七	六	五	四	三
					四	二	一	一	一	一
					八	六	五	四	三	二
					一三	八	七	六	五	四
					一〇	五	四	三	二	一

年次	種別	豫算	決算	年次	種別	豫算	決算
大正九年		五六〇〇〇	五八五九〇	昭和二年		一一四〇〇	一一三〇〇
大正十年		八四〇一七	八三九九七	昭和三年		七〇〇〇〇	六七四〇〇
大正十一年		七二六一〇	七二六二〇	昭和四年		七三六〇〇	八一六一三
大正十二年		七二六〇〇	六二六五二	昭和五年		九〇五〇〇	九〇三八二
大正十三年		五五〇〇〇	六五二三二	昭和六年		七九一〇〇	七八八八〇
大正十四年		九三七〇〇	九四〇八二	昭和七年		六八七〇〇	六八〇〇〇
昭和元年		八七〇〇〇	九〇一八一	昭和八年		六八二〇〇	六八〇〇〇

第三節 中央醫團

本村及び布袋、古知野、扶桑の四ヶ町村に在住する開業醫を以て組織する、私立團體で、本團創立は明治二十九年十月、爾來大抵毎月一回會員集合の上、互の親睦を圖り醫學進歩に伴ふ研究及び醫事、衛生に關する意志交換をなし、研究の實を擧げつゝあり、既に回を重ねること四百回以上に及ぶ。尙現在會員十五名、本村の會員は佐野斧三郎、佐藤龟中、北の三部に分ち、產婆會を組織して共に相研ぎ融和に連絡に努めた。

一の二氏である。

第四節 產婆會

古い昔に於ては產婆は「取上婆」と稱して別に規定された資格とてもなく、只經驗のみで之に當つてゐた。從つて同志の聯絡機關とてなく互の融和を計る如きものも設けられてゐなかつた。明治十七年に至り同志相謀り丹羽郡を南、中、北の三部に分ち、產婆會を組織して共に相研ぎ融和に連絡に努めた。

本村の如きは其の中部に加はる事となつた。然るに明治二十六年五月に至つて郡内を改めて、第一部落(元の南部)第二部落(元の中部)第三部落(元の北部)となして、これを合同して郡役所に毎月一回會合を開き、愛知醫專(現名古屋醫大)より講師を聘し、分娩、婦人衛生等に關する學術講話を開く事とした。然るに大正六年に至り、明治二十四年八月縣令の示す所に基いて丹羽郡を一團とした丹羽郡產婆會を創立した。而して毎月一回講師を聘し講話會を開き、或は諸種斯業に關係ある問題を討議考究することとした。後大正十五年六月縣令に基き現在の產婆會の出現を見るに至つた。因に本村に於ける會員は現在一名である。

第十二章 神社

第一節 概 説

こと新しく國史をひもとくまでもなく、神事を重んずるは、豊葦原の千五百秋の瑞穂國の美風であつた。まして熱田の宮に鎮まります我が尾張の國民は、殊に敬神の念が厚かつた。

上古のことは審でないけれども、我が丹羽郡に於ては、すでに垂仁天皇の朝に大縣神社が創立されたのである。醍醐の朝に成つた延喜式に示すところによれば、神名すでに三千百三十二座内、本村内に鎮座として記されたものに、小口神社がある、これが後世式内社と稱せられるものである。尾張本國帳に記されたのは前記の式内社小口天神と奈良子天神である。

明治に入つて神社の整理の必要上、追々に合祀、廢社等が行はれて、本村では現今、郷社一、村社十六、無格社五、となつた、數に於ては減少したけれども本殿、拜殿、鳥居等の改築、造営が競つて行はれて、神社の尊嚴も保たれ村人の崇敬心は年と共に濃厚になつた。

各神社の祭禮は、舊はすべて陰曆によつてそれぞれ祭日を異にしたが、明治四十年頃より村内一般に十月五日となり

